

地質分析結果証明書

年 月 日

殿

分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法		
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55		
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)		
有機 ^{りん} 燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)		
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54		
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)		
砒 ^ひ 素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61		
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1		
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2, 昭和49環告第64号付表3		
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3		
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2		
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5		
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表		
1, 2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5		
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5		
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1		
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4		
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1, 第2		
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1, 第2		
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2		
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4		
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1c)(注(6)第3文を除く), 昭和46環告第59号付表6		
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4		
1, 4-ジオキサソ	mg/l		0.05	昭和46年環告第59号付表7		
農地用 (田に限る。)	砒 ^ひ 素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条		含 試 験
	銅	mg/kg	125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条		
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2009「土懸濁液のpH試験方法」		
検体の性状	形状		色	におい		
備考						

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
 2 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。